4

平成十六年十月十二日提出
質問第四号

政府刊行物に関する質問主意書

提出者　中根康浩

政府刊行物に関する質問主意書

各省庁より刊行される政府刊行物は、国のあり方の実態を知る上で極めて貴重な資料である。その発行にあたっては、公平・透明なプロセスが確保されなければならない。

従って、次の事項について質問する。

（1）平成十五年度において、政府機関が編集する印刷物で、販売または頒布するものの種類と、それぞれの発行部数、ならびに販売価格と売上総額、発行所名、発行所との契約形態、省庁職員による監修の有無及び監修が行なわれている場合には監修料の金額と監修業務を行なった職員名を明確に把握した上で答弁されたい。

政府刊行物の編集や監修は本来業務でないと思うが、政府の見解を答弁されたい。また、昭和三十一年十一月二日に閣議で了解され、平成十三年一月六日に改定された「政府刊行物の普及の強化について」との整合性についての政府の見解（特に発行所が多岐に渡っていること）についてもあわせて答弁されたい。

（2）平成十六年版『厚生労働白書』は、平成十六年六月十八日に政府から頒布されたものと、「株式会

社ぎょうせい」が発行した二種類がある。それぞれの発行部数、政府からの無料頒布先、価格、発行部数及び価格の積算根拠、厚生労働省が「株式会社ぎょうせい」に対して行なった監修業務の内容、監修料の受取の事実がある場合は監修料受領部署及び「株式会社ぎょうせい」への厚生労働省からの天下りの有無について明確に把握した上で、『厚生労働白書』が二種類存在することへの妥当性について答弁されたい。

右質問する。